



広島県報

定期
第 11 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

広域連合の設立の許可	(市町行財政室)	一
広島県後期高齢者医療広域連合と広島県との間の公平委員会 の事務の委託に関する規約	(")	一
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等 変更許可申請の概要	(環境対策室)	二
漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する 同意	(漁業調整室)	二
漁港漁場整備法の規定による指定物件の放置等禁止区域の 指定	(漁港漁場整備室)	二
漁港漁場整備法の規定による指定物件の放置等禁止区域の 指定の変更	(")	三
保安林の指定	(治山室)	三
保安林の指定の解除	(")	三
土地収用法による事業の認定	(用地室)	四
道路の区域変更 (一件)	(道路河川管理室)	五
道路の供用開始	(")	五
公告	
県営土地改良事業計画の樹立	(土地改良室)	五
土地改良事業施行認可申請の適否決定 (土地改良区)	(福山地域事務所)	六
土地改良事業施行協議の適否決定 (市町)	(")	六

教育委員会規則

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める
条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則

(県法規登載)

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

七

告示

広島県告示第百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第三項の規定によつて、広島市長、呉市長、竹原市長、三原市長、尾道市長、福山市長、府中市長、三次市長、庄原市長、大竹市長、東広島市長、廿日市市長、安芸高田市長、江田島市長、府中町長、海田町長、熊野町長、坂町長、安芸太田町長、北広島町長、大崎上島町長、世羅町長及び神石高原町長から申請のあつた広島県後期高齢者医療広域連合の設立について、平成十九年二月一日付けで許可した。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第百三十号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の十四第一項の規定によつて、広島県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を次の規約によつて委託した。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤田雄山

広島県後期高齢者医療広域連合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、広島県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、同法第八条第一項に規定する

公平委員会の事務を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲の負担とする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成十九年二月一日から施行する。

広島県告示第百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の申請があったので、同条第三項において準用する第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	庄原市東城町川西四九六一 株式会社川崎屋 代表取締役 横山 壽男
工場又は事業場の所在地及び名称	庄原市東城町川西四九六一 株式会社川崎屋

二 申請の内容

二丁十四排水口（雨水排水口）を新設する。

1 特定施設の種別能力及び使用の方法
変更なし

2 汚水等の処理の方法
変更なし

3 排水水の汚染状態
二丁十四排水口（雨水排水口）を新設する。

既設の 一排水口については変更なし

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十九年二月十三日から

平成十九年三月五日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県備北地域事務所厚生環境局環境管理課及び庄原市環境建設部環境衛生課

広島県告示第百三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があったものと認めた。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

区	域	区	分
田島加入区 （田島漁業協同組合の地区）		業	主としてふくをとることを目的とする小型定置漁業

広島県告示第百三十三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第一種五日市漁港区域内の次の区域を指定物件の放置等禁止区域として指定する。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九と基点一を結んだ線により囲まれた区域

二 点の位置（標示角度は真北方位による。）

基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」（北緯三四度二分四二秒九四一六、東経一三二度一分五六秒四五五二、標高五三・二八メートル）

基点一 基準点から一九五度六分五〇秒の方向二五二・〇五九メートルの点

基点二 基点一から一六七度の方向七八メートルの点

基点三 基点二から一七二度の方向八六メートルの点

基点四 基点三から二四三度の方向八六メートルの点
基点五 基点四から二四九度の方向一一四メートルの点
基点六 基点五から二五五度の方向六六メートルの点
基点七 基点六から五九度の方向七一メートルの点
基点八 基点七から六九度の方向一一四メートルの点

三 指定物件
船舶
四 指定する日
平成十九年四月一日

広島県告示第百三十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、平成十三年広島県告示第百十二号（指定物件の放置等禁止区域の指定）で指定した区域のうち、次の区域の指定物件を「船舶」から「漁船を除く船舶」に変更する。
平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

- 1 基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を結んだ線により囲まれた区域
- 2 基点五から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九と基点五を結んだ線により囲まれた区域

二 点の位置（標示角度は真北方位による。）

- 基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」（北緯三四度二分四二秒九四一六、東経一三二度一分五六秒四五五二、標高五三・二八メートル）
- 基点一 基準点から二八度四一分三五秒の方向五三四・九六九メートルの点
 - 基点二 基点一から一七〇度の方向三〇メートルの点
 - 基点三 基点二から二六〇度の方向九二メートルの点
 - 基点四 基点三から三五〇度の方向三〇メートルの点
 - 基点五 基準点から二二五度一分二〇秒の方向六一六・四〇二メートルの点
 - 基点六 基点五から一七〇度の方向一二メートルの点
 - 基点七 基点六から二六〇度の方向五九メートルの点
 - 基点八 基点七から三〇七度の方向一一メートルの点
 - 基点九 基点八から三五〇度の方向四メートルの点
- 変更する日
平成十九年四月一日

広島県告示第百三十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。
平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

- 東広島市八本松町篠字タバサ九〇一の二、一〇〇七、一〇一〇、一〇一三、一〇一四、一〇二〇、一〇二一の二、一〇二二の二、一〇二四、一〇二五、一〇三〇から一〇三二まで、一〇三七、一〇四〇、一〇四一、一〇四五、一〇四九、一〇五一、一〇五三、一〇五七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市高屋町杵原三九一九の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

広島県告示第百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

庄原市

二 事業の種類

庄原市庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地（起業地及び収用する物件）

1 収用の部分

広島県庄原市中本町一丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十三条第三十一号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である庄原市は、補助金、起債、庁舎建設基金及び一般財源により財源措置を講じている。また、条例によって施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、庄原市が同市中本町にある庄原市本庁舎本館、別館一号、別館二号及び別館三号（以下「現庁舎」という。）を解体し、新たに市本庁舎を建設する事業である。庄原市は平成十七年三月に、庄原市、西城町、東城町、口和町、高野町、比和町及び総領町の一市六町が合併し、新庄原市となった。この合併により市職員及び市議会議員が増加し、また、電算化の進展による端末の設置などのため、執務空間が狭隘となった。その結果、都市整備課、下水道課、農林振興課及び農業委員会の三課一委員会五十四名が本館から四百メートル離れた広島県備北地域事務所庄原分庁舎へ、建設課二十一名が千二百メートル離れた広島県土地改良事業団体連合会庁舎へ、商工観光課八名が三百メートル離れた民間ビルへ、自治振興課及び人権推進課の二課十二名が千メートル離れたふれあいセンターへ、環境衛生課九名が三千八百メートル離れた

たりサイクルプラザへと分散している。このほか、現庁舎は市民窓口の混雑による住民サービスの低下、相談室や待合スペース狭隘化及び駐車場不足等の多くの問題を抱えている。本件事業の施行によって、現庁舎及び新市誕生により分散化した事務室を集約し、相談室、待合スペース及び来客用駐車場等を確保できる。さらに建築基準法の耐震基準に適合された市本庁舎となることにより、災害時の防災活動拠点や住民の避難地としての防災拠点機能も改善される。よつて、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されず、希少な動植物が起業地及びその周辺に存しないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、庄原市は同市中本町において、地勢、利便性及び経済性等の諸条件を考慮し、比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 庄原市の現庁舎は、3で述べたように、業務の円滑な遂行、住民サービスに支障をきたしている。また、現庁舎は建物及び電気設備等の老朽化が著しく、建築基準法の新しい耐震基準に適合していない。さらに、災害対策時の指揮、情報の発信及び収集、負傷者及び避難者の受け入れ、救援及び救助活動等の防災拠点の機能としても課題があり、本件事業の施行は急務である。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

以上により、庄原市から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によつて、事業の認定をする。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
庄原市役所総務課

広島県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大竹湯来線
- 三 道路の区域

区 間	新旧敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
大竹市玖波六丁目五七〇番六地先から 大竹市玖波町字大人原六一六番一地先まで	四一〇・五〇〇	七四〇・八〇〇	四五〇・〇〇	拡張

広島県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三次高野線
- 三 道路の区域

区 間	新旧敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
庄原市高野町下門田字火室一四二番六地先から 庄原市高野町下門田字中井枋一五九番一地先まで	一六〇・四〇〇	四・五〇〇	五二〇・〇〇	拡張

広島県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大竹湯来線	大竹市玖波町字木場九三番一地先から 大竹市玖波町字大人原六一六番一地先まで	平成十九年二月三日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定によって、東広島市所在の長野大池地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十九年二月十三日から平成十九年三月五日まで
 二 縦覧場所
 東広島市役所

次の土地改良事業施行認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により平成十九年二月十三日から平成十九年三月五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月十三日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市土地改良区	江良	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市土地改良区	矢部	ため池等整備事業	福山市役所
福山市土地改良区	篠原	ため池等整備事業	福山市役所

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十九年二月十三日から平成十九年三月五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月十三日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市	本谷新	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	宮池	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	丁中池	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	宮地大池	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	八尋	暗渠排水等整備事業	福山市役所
福山市	丁谷水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	唐橋水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	唐熊水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	箱田大西町水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	箱田農道	農業用道路整備事業	福山市役所
福山市	門田農道	農業用道路整備事業	福山市役所
福山市	宮地	区画整理事業	福山市役所

教育委員会規則

広島県教育委員会規則第一号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則を次のように定める。

平成十九年二月十三日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則は、広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十二年広島県条例第十三号。以下「特例条例」という。）に基づき、特例条例の

定めるところにより市町が処理することとされる事務のうち教育委員会規則に基づく事務の範囲について必要な事項を定めるものとする。

（市町が処理する事務の範囲）

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

特別条例第一条の二の表の第二号(2)に規定する市町立学校職員その他勤務条件に関する他の例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)第一二条の規定によりその職員に与えられる例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の施行に係る事務のうち人事委員会規則に基づく教育委員会規則で定めるもの	一 職員給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号。以下「給与規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 給与規則第十六条第一項の規定による扶養親族届の受付 (2) 給与規則第十六条第二項の規定による扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額認定並びにその認定に係る事項の扶養手当認定簿への記載 (3) 給与規則第十六条第五項の規定による扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出の要求 (4) 給与規則第十九条の六第一項の規定による職員及びその扶養親族の住居の所在地の確認 (5) 給与規則第十九条の六第二項の規定による職員の扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出の要求 職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号。以下「通勤手当規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 通勤手当規則第三条第一項及び第二項の規定による通勤届の受付 (2) 通勤手当規則第四条第一項の規定による通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定 (3) 通勤手当規則第四条第二項の規定による通勤手当の額の決定又は改定に係る事項の通勤手当認定簿への記載 (4) 通勤手当規則第五条の規定による通勤することが著しく困難である職員の認定 (5) 通勤手当規則第十二条の規定による事後の確認 二 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第一号。以下「住居手当規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 住居手当規則第六条第一項の規定による住居届の受付 (2) 住居手当規則第七条第一項の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額認定又は改定 (3) 住居手当規則第七条第二項の規定による住居手当の月額認定又は改定に係る事項の住居手当認定簿への記載 (4) 住居手当規則第八条の規定による家賃の額の相対的額の算定 (5) 住居手当規則第十条の規定による事後の確認
--	---

三 通勤手当規則第十二条の規定による事後の確認 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第一号。以下「住居手当規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 住居手当規則第六条第一項の規定による住居届の受付 (2) 住居手当規則第七条第一項の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額認定又は改定 (3) 住居手当規則第七条第二項の規定による住居手当の月額認定又は改定に係る事項の住居手当認定簿への記載 (4) 住居手当規則第八条の規定による家賃の額の相対的額の算定 (5) 住居手当規則第十条の規定による事後の確認	四 住居手当規則第十条の規定による事後の確認 単身赴任手当に関する規則(平成二年広島県人事委員会規則第六号。以下「単身赴任手当規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 単身赴任手当規則第七条第一項の規定による単身赴任届の受付 (2) 単身赴任手当規則第八条第一項の規定による単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額認定又は改定 (3) 単身赴任手当規則第八条第二項の規定による単身赴任手当の月額認定又は改定に係る事項の単身赴任手当認定簿への記載
--	---

(4) 単身赴任手当規則第十条の規定による事後の確認
(5) 単身赴任手当規則第十条第一項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出の要求

附則
この教育委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第14号
次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成19年2月13日

広島県公安委員会
委員長 高須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S1090	告示の日(平成19年2月13日)から3年間	回胴式遊技機	タケルX	清龍ゲームジャパン株式会社 代表取締役 尹 弼模 (東京都台東区東上野3丁目13番6号)	左 同
6P1331	同上	ぱちんこ遊技機	ビッグバ ンク2R	株式会社 大立 代表取締役 関山 敏男 (愛知県名古屋市長区鳴海町字天日47番地2)	左 同
6P1416	同上	同上	ビッグバ ンク1R	同上	左 同
6P1435	同上	同上	ビッグバ ンク3R	同上	左 同

GP1448	同上	同上	CRピック アップ 3R2	同上	左同
GP1452	同上	同上	CR A待 シャイ ンツHD V	株式会社 高尾 代表取締役 内尾 夕島敏博 (愛知県名古屋市中川区 太平通一丁目3番1地)	左同
GP1411	同上	同上	CRオー クスE F	株式会社 サンセイアール アンド 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)	左同
GP1407	同上	同上	CRオー クスE H	同上	左同
GP1395	同上	同上	CRオー クスP W	同上	左同
GP1368	同上	同上	CRオー クスM H	同上	左同
GP1381	同上	同上	CR Aオ グ アップ PH	同上	左同
GP1365	同上	同上	CRオー クス SH	同上	左同
GP1385	同上	同上	CRオー グ アップ SF	同上	左同
GS0453	同上	同上	パルミン サー X1	株式会社 ミズホ 代表取締役 河野 庸規 (東京都江東区有明三丁 目1番1地25)	左同